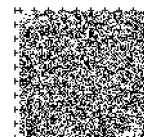


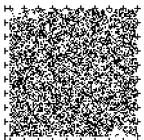
第 1 章

---

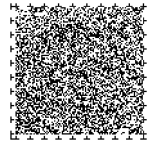
計画策定に  
あたって

---





# 1 計画策定の趣旨



大田区では、基本計画である「おおた未来プラン10年」をはじめとして、「大田区地域保健福祉計画」、「大田区障害者計画」、「第3期大田区障害福祉計画」など、各個別計画において、障がいのある人が「自分らしく」「安心して」暮らせるまちなの実現を目標として障がい者施策を推進してきました。

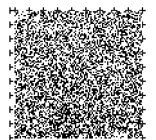
また、平成23年2月に、「(仮称)障がい者総合サポートセンター基本計画」を策定し、高度な専門性を有する相談支援や、訓練室を兼ね備えた居住支援、地域交流支援、就労支援機能を有し、障がいのある人の生活を総合的に支える拠点となる「障がい者総合サポートセンター」の平成27年3月の開設に向けた取組を重点的に進めてきました。

一方、国においては、平成18年12月に国際連合総会で採択された、「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）」の締結に向けて、内閣総理大臣以下全ての国務大臣を構成員とする「障がい者制度改革推進本部」を設置し、国内法の整備をはじめとした障がい者制度の集中的な改革を行っていくことになりました。

障がい当事者や学識経験者等を交え、様々な議論が行われた結果、「障害者基本法」の改正や、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」の制定、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」の制定などが行われ、平成26年1月に「障害者権利条約」が締結されました。このことにより、我が国における、障がいのある人の権利の実現に向けた取組が一層強化されていくとともに、人権尊重についての国際協力が一層推進されていくこととなります。

こうした障がい者施策の大きな転換点にあつて、大田区においては、障がいのある人が地域で自分らしく安心して暮らしていけるよう、ライフステージに応じた総合的な支援体制の整備をこれまで以上に進めていく必要があります。

そのため、本計画においては、障害者基本法に基づく「大田区障害者計画」と障害者総合支援法に基づく「第4期大田区障害福祉計画」を、「おおた障がい施策推進プラン」として、一体的に策定し、障がい者施策の総合的かつ計画的な展開に取り組んでいきます。



## 2 計画策定の背景

### 障害者権利条約の採択

平成18年12月に、国際連合総会において、「障害者権利条約」が採択され、平成20年5月から発効されています。

この条約では、障がいに基づくあらゆる差別を禁止するとともに、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における障がい者の権利実現のための取組を締約国に対して求めています。

また、条約の制定過程においては、「Nothing about us without us（私たち抜きに、私たちのことを決めないで）」のスローガンのもと、障がいのある人や関係団体の参画があり、障がい当事者の意見が大きく反映されています。

### 障害者虐待防止法の制定

平成23年6月に、虐待を受けた障がい者に対する保護、養護者に対する支援のための措置等を定めることによって、障がい者虐待の防止に向けた取組を推進するため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」が制定され、平成24年10月から施行されています。

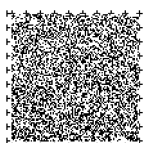
この法律では、国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者等に障がい者虐待防止のための責務を課すとともに、障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務を課すことが定められています。

### 障害者基本法の改正

平成23年7月に、「障害者基本法」の一部が改正され、同年8月から施行されています。

この改正により、目的規定の見直しが行われ、新たに「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」と規定されています。

また、障がいのある人に対する障がいを理由とした差別及び権利利益の侵害の禁止、国際的協調の下に取り組むこと等が新たに規定されています。



## 障害者総合支援法の制定

平成24年6月に、障がいのある人の地域社会における共生の実現に向けて、「障害者総合支援法」が制定され、平成25年4月から施行されています（一部は平成26年4月から施行）。

この法律では、法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行なわれることを基本理念として掲げ、障がい者の範囲に難病等を加えたのをはじめとして、障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象の拡大、グループホームとケアホームの一元化等の新たな障がい者施策が示されています。

## 障害者優先調達推進法の制定

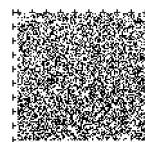
平成24年6月に、「障害者優先調達推進法」制定され、平成25年4月から施行されています。

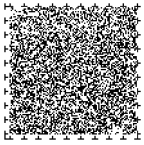
この法律では、公的機関に対し、障がい者就労施設等から物品等を優先的に購入するよう努める責務を課すことで、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図り、障がい者就労施設で就労する障がい者等の自立を促進しています。

## 障害者差別解消法の制定

平成25年6月に、「障害者差別解消法」が制定され、平成28年4月から施行されることになりました。

この法律では、行政機関・民間事業者に対して、障がいを理由とした不当な差別的取扱いをすることを禁止するとともに、行政機関に対して、社会的障壁の除去の実施に伴う負担が過重でないときは、必要かつ合理的な配慮を提供しなければならないことを義務付けています。





## 障害者雇用促進法の改正

平成25年6月に、「障害者雇用促進法」の一部が改正され、平成28年4月から施行されることになりました。

この改正により、雇用の分野において、障がいを理由とした差別的取扱いをすることを禁止するとともに、事業主に対して、障がいのある人が職場で働くにあたっての支障を改善するために、その実施が事業者にとって過重な負担となる場合を除き、合理的な配慮を提供しなければならないことを義務付けています。

また、平成30年4月から法定雇用率の算定に、精神障がい者を加えることが明記されています。

## 障害者基本計画（第3次）の策定

平成25年9月に、「障害者基本法」に基づき国が定める、平成25年度から平成29年度までの5年間を対象にした「障害者基本計画（第3次）」が策定されました。

この計画では、障害者基本法の改正、障害者差別解消法の制定を踏まえて、施策の基本原則を見直し、地域社会における共生、差別の禁止、国際的協調という方向性が示されるとともに、施策の横断的視点として、「障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援」「当事者本位の総合的な支援」等が明記されています。

また、新たに取り組むべき施策分野として、「安全・安心」、「差別の解消及び権利擁護の推進」、「行政サービス等における配慮」が掲げられています。

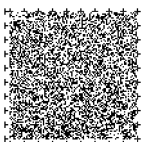
## 障害者権利条約の締結

内閣に設置された「障がい者制度改革推進本部」を中心として、様々な障がい者制度改革が行われた結果、平成26年1月20日に「障害者権利条約」が締結されました。

このことにより、障がいのある人の表現の自由や、教育、労働等の権利が促進されるとともに、「障害者政策委員会」にて、国内の障がい者施策が条約の趣旨に沿っているかとの観点からモニタリングが進められることとなります。

また、定期的に条約に基づく義務の履行等について報告書を国連に提出し、その内容は各国の専門家で構成される「障害者権利委員会」において審議され、様々な勧告が行われることとなります。

さらに、人権尊重についての国際協力も一層推進されていくこととなり、例えば、国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)の場において果たしてきている主導的な役割を継続していくほか、ODA等を通じて途上国の障がいのある人の権利向上に貢献していくこととなります。

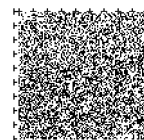


## 第4期障害福祉計画の基本指針

平成26年度に策定される第4期障害福祉計画については、国の基本指針の中で、PDCAサイクルを導入し、中間評価、評価結果の公表等をして、計画の進捗評価体制を強化するとともに、「福祉施設から地域生活への移行促進」、「精神科病院から地域生活への移行支援」、「地域生活支援拠点等の整備」、「福祉から一般就労への移行促進」、「障害児支援体制の整備」、「計画相談の連携強化、研修、虐待防止等」の施策を推進していくこととされています。

## 大田区障害者計画及び第4期大田区障害福祉計画の一体的な策定

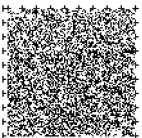
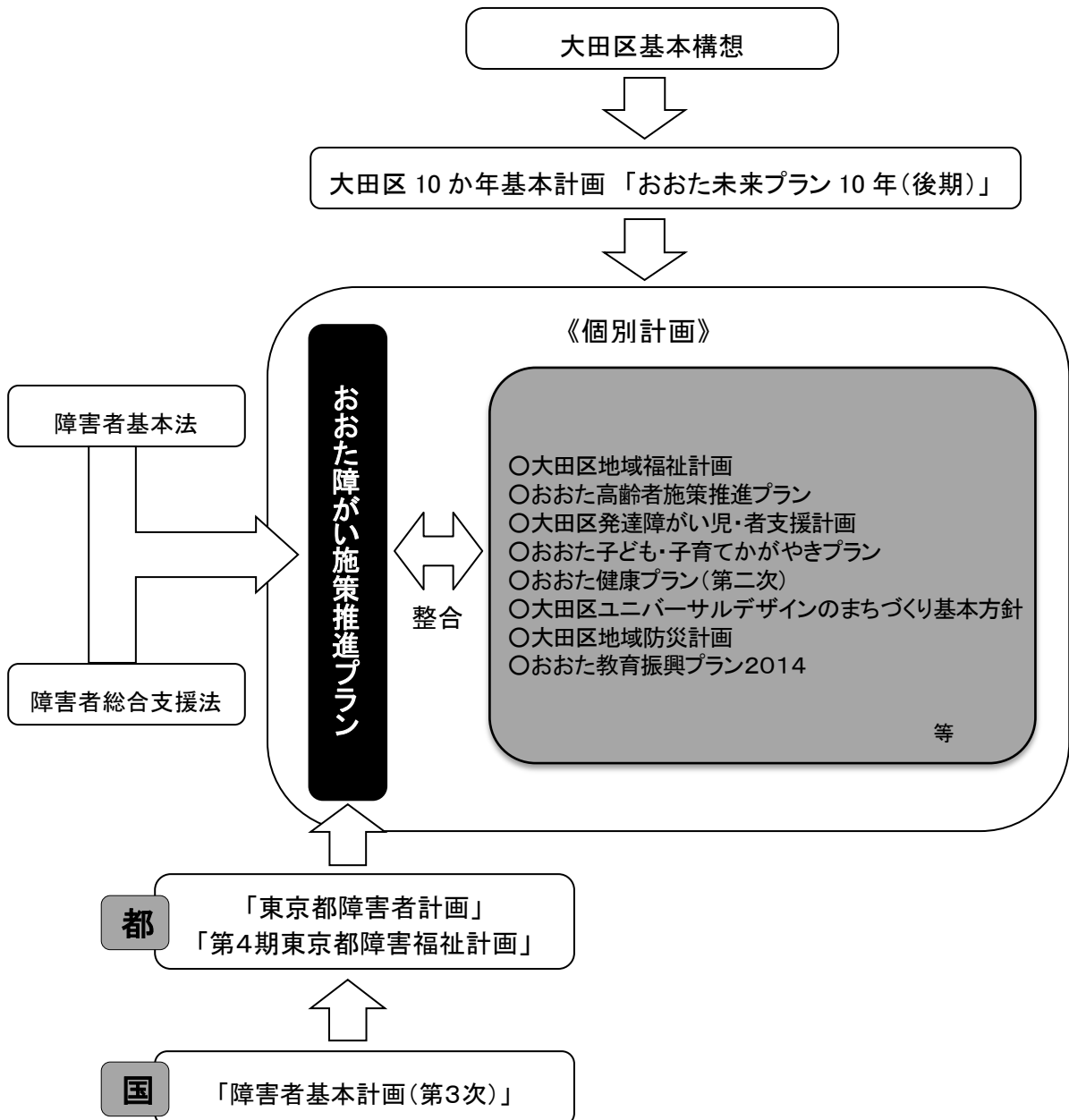
これまで大田区では、障害者計画（平成25年度までは「大田区地域保健福祉計画」の障がい者分野として、同計画に包含されていました。）と障害福祉計画をそれぞれ別の計画として策定していましたが、大田区における障がい者施策の総合的かつ計画的な推進をこれまで以上に図っていくことを目的とし、大田区障害者計画と第4期大田区障害福祉計画を一体的に策定することとしました。



### 3 計画の位置付け

この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」と障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」の2つの計画を一体的に策定するものであり、大田区10か年基本計画「おおた未来プラン10年（後期）」の障がい者分野に掲げられた施策を具体的に実施する個別計画としての位置付けです。

また、「大田区地域福祉計画」や「おおた高齢者施策推進プラン」など、区の保健・福祉に関する計画と整合性を持った計画とします。

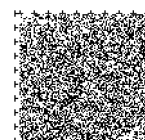
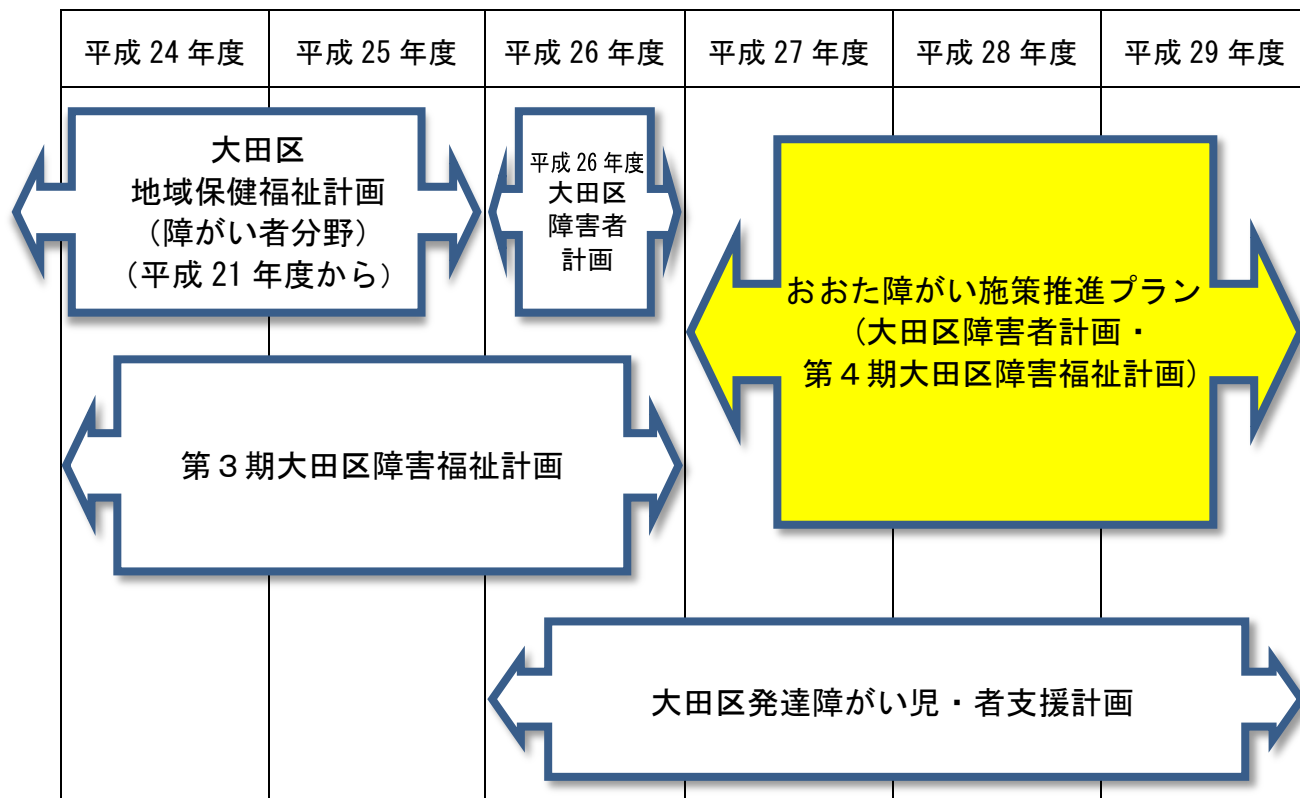




## 4 計画の期間

計画の期間は、平成27年度から平成29年度の3年間とし、「大田区障害者計画」と「第4期大田区障害福祉計画」を一体的に策定します。

また、社会情勢や法律、制度の変化等により必要に応じて、見直しを行います。



## 5 計画策定の流れ

本計画の策定にあたっては、以下のような取組を行いました。

### (1) 「大田区障害者計画・第4期大田区障害福祉計画策定のためのアンケート調査」の実施

障がいのある人の現状や将来へ向けた意向を把握するために、各種手帳の交付を受けている人の中から無作為に抽出を行い、障がい者本人と福祉サービス事業者に対してアンケート調査を実施しました。



### (2) 大田区障害者計画・第4期大田区障害福祉計画検討委員会における議論

学識経験者、大田区自立支援協議会委員等で構成する「大田区障害者計画・第4期大田区障害福祉計画検討委員会」を設置し、意見交換を行いました。

#### 大田区障害者福祉連絡協議会における議論

障がい者団体、特別支援学校、大田区民生委員児童委員協議会、大田区社会福祉協議会等の代表者で構成する「大田区障害者福祉連絡協議会」で意見交換を行いました。

#### 大田区自立支援協議会における議論

障がい者団体、障がい者（児）施設、福祉サービス事業者、特別支援学校、大田区社会福祉協議会、医療従事者、学識経験者等で構成する「大田区自立支援協議会」で地域の課題について意見交換を重ねて議論しました。

#### 庁内検討委員会における議論

保健、教育、まちづくり、防災等の関係部局の代表者を委員とする「庁内検討委員会」を設置し、意見交換を行いました。



### (3) パブリックコメント及び区民説明会の実施

区ホームページにおいて「(仮称) おおた障がい施策推進プラン (素案)」を掲載するとともに、障害福祉課、地域福祉課、特別出張所、区立図書館、大田文化の森情報館、区政情報コーナーに「(仮称) おおた障がい施策推進プラン (素案)」を備え付けてパブリックコメントを実施し、併せて区民説明会として計画内容の説明を行う機会を設け、広く区民の意見を募りました。



### (4) おおた障がい施策推進プランの完成

